

令和 6 年 9 月 井手町議会（定例会）会議録（第 3 号）

招集年月日

令和 6 年 9 月 2 5 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 6 年 9 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分 議長 奥田俊夫

閉会 令和 6 年 9 月 2 5 日 午前 1 0 時 2 8 分 議長 奥田俊夫

応招議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄	10 番	木村	武壽

不応招議員

な し

出席議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄			

欠席議員

10 番 木村 武壽

会議録署名議員の氏名

2 番	谷田	健治	9 番	岡田	久雄
-----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	森田	肇	議 会 書 記	新田	純平
議 会 書 記	小谷	光幸	議 会 書 記	石井	美子

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	西島	寛道	副	町	長	脇本	和弘
---	---	----	----	---	---	---	----	----

参	与	関西	浩二
教 育 長		中田	邦和
理事兼住民福祉課長事務取扱		花木	秀章
安心・安全推進課長		菱本	嘉昭
税 務 課 長		木田	ゆかり
保 健 医 療 課 長		中谷	誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務		畑中	博之
産 業 環 境 課 長 ・ 自然休養村管理センター館長兼務		奥山	英高
同和・人権政策課長		西島	豊広
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務		寺井	佳孝
企画財政課参事		吉岡	正博

参	与	西垣	義郎
理事兼学校教育課長事務取扱		木村	恵理
総 務 課 長		平間	克則
企 画 財 政 課 長		高江	裕之
会計管理者・会計課長兼務		岩村	恭子
高 齢 福 祉 課 長		坂井	幸一郎
建 設 課 長		辻井	祐介
上 下 水 道 課 長		仁木	崇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務		林田	夕加
学校給食センター所長		梶田	篤志
学 校 教 育 課 参 事		北川	拓男

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和 6 年 9 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 3 号〕

令和 6 年 9 月 2 5 日（水）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 44 号 令和 5 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第 3 議案第 45 号 令和 5 年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第 4 議案第 46 号 令和 5 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 5 令和 5 年度城南土地開発公社決算に関する報告書について
- 第 6 発議第 3 号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書
- 第 7 議員派遣の件
- 第 8 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。

本日の会議に木村武壽議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、ただいまから令和6年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、谷田健治議員、9番、岡田久雄議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席番号の方をお願いします。

次に、日程第2、議案第44号、令和5年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第4、議案第46号、令和5年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

本3件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲決算特別委員会委員長。

7番（脇本尚憲） ただいま議題となっております議案第44号、令和5年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第45号、令和5年度井手町水道事業会計決算認定の件並びに議案第46号、令和5年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の3件につきまして、本決算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月11日の9月定例会におきまして、議会選出の監査委員を除く9名の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、議案第44号から議案第46号までの3件の決算認定の件が付託されたものであります。本3件はいずれも、井手町における令和5年度の予算執行実績や行政実績並びに行政全般について執行されました決算認定の件でございます。

本決算特別委員会は、去る9月13日、18日の2日間招集いたしまして、委員出席の下、西島町長以下、町関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。決算審査では、一般会計の歳出の部から各

款別に質疑を行った後、歳入の部の質疑を行い、次に、特別会計については、各会計別に歳入歳出全般にわたって質疑を行い、最後に総括質疑を行ったところでございます。

次に、審査内容の報告に入るわけですが、議会選出の監査委員を除く全議員が委員となっておりますので、審査の過程で出ました質疑の内容等の報告及び討論の報告は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それから最後に、質疑並びに討論の終了後、本案に対する採決を行ったところでございます。

それでは、本決算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第44号、令和5年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件につきましては、賛成多数。議案第45号、令和5年度井手町水道事業会計決算認定の件、議案第46号、令和5年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の2議案につきましては、いずれも賛成全員をもちまして認定すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

議長（奥田俊夫） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） このたびの石川県能登地方の記録的豪雨で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。日本共産党は、政府を挙げて全力で救援することを求めます。被災地の一刻も早い復興を願い、討論に入ります。

ただいま議題となっています議案第44号中、一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、介護保険特別会計決算に反対、議案第45号、水道事業会計決算に賛成、第46号、多賀財産区特別会

計決算に賛成の立場で討論を行います。

自民党の総裁選挙が行われています。全ての候補者が裏金事件の再調査を否定し、企業・団体献金の禁止について一言も口にしません。自民党総裁の表紙だけを変え、新首相が注目を得ている間に解散総選挙をやってしまおうという、そんな党利党略は許されません。今求められているのは暮らしと経済をどう立て直すか、東アジアの平和と安定をどう築くか、人権・ジェンダー後進国の現状をどう解決するかなど、自民党政治を元から変え、古い政治を一掃することです。このようなときこそ、身近な町政は住民の声に真摯に耳を傾け、寄り添い、住民福祉の増進のために本来の責務を果たすべきです。

一般会計では、南海トラフ地震への備えをしっかりと行うこと、防災無線を有効に活用できるようにすることや、防災情報を確実に伝えるために各戸への戸別受信機の設置を求めます。要配慮の避難支援や避難所の充実をさらに進めることを求めます。高齢者の移動手段としては、現状の「ＩＤＥＣＡ」では不十分です。住民のニーズに応えるには毎日運行、町外へも行けるようにすべきであります。高台に移転した役場に行きにくいという不便さを解消するために、また、新しくできた商業施設であるイデフルへの買物支援に、町内を走るバスを運行してほしいという町民の声をしっかりと受け止め、実現に向け動き出すべきです。小・中学校の体育館への空調設備設置については、本年度、小学校は設置に向けて予算化されました。中学校の体育館にも早急に空調設備を設置することを求めます。

国民健康保険会計では、基金が８，１００万円に積み上がり、さらに今期は黒字が５，７００万円を超えます。およそその半分は基金として積み上げられるため、基金はさらに超え、１億円を超えます。これだけの基金があれば、国保税の引下げはできます。まず、未就学児の均等割をゼロにすべきです。また、前年に比べ収入が激減した世帯には、他の市町のように、国保税減免の制度を設けるよう強く求めます。

後期高齢者医療特別会計では、２０２２年１０月からは単身で２００万円、夫婦で３２０万円以上の年金があれば、窓口負担が２割に引き上げられました。後期高齢者は他の世代と比べて高い医療費、低い収入という生活実態であり、有病率も高いのに、窓口負担が２倍になって、受診控えと重症化を招きかねません。国はさらに３割負担を狙っています。このような高齢者いじめは許されません。１２月からの保険証廃止は無駄な書類を発行する手間が

かかり、住民は複雑で混乱することは明らかであります。滞納対策はどうするのか、課題が山積みです。

介護保険会計では、高い介護保険料が高齢者を苦しめました。コロナ禍の影響を受け、必要な介護が十分に受けられず、家族や友人との触れ合いさえも減って、認知症のリスクを抱える高齢者が増えています。高齢者は一般に現役世代のときと比べて収入が少ない上に、度重なる年金制度の改悪により、ほとんど年金が上がらない状態に置かれています。さらに、この間の物価高騰により生活がますます苦しくなっています。今の介護保険制度は、真に必要な介護を社会的に保障する制度となっておりません。

以上のような理由で、議案第44号に反対、第45号と第46号に賛成するものです。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

副議長（谷田利一） ただいま議題となっております令和5年度井手町一般会計決算並びに特別会計決算につきまして、認定すべきであるという賛成の立場から討論いたします。

まず最初に、本町では令和5年度の決算においても、財政構造が弾力性のあることを示す指標である実質公債費比率は3か年平均でマイナス0.5%、経常収支比率は73.9%となる見込みとのことで、前年度に引き続き良好な数値となっております。このことは自主財源が乏しい中において限られた財源を有効に活用し、本年度も健全な行財政運営の下、新庁舎建設等の大型事業を含む各種事業を着実に前進できた結果であると高く評価するものであります。

具体的に申し上げますと、まず一般会計の歳入については、企業誘致などの成果や京都地方税機構と連携した町税の徴収努力により、町税収入は9億9,878万円と、前年度に比べ1,603万円、1.6%の増加となっており、また、補助金の有効活用や有利な地方債の活用をはじめ、国や京都府への積極的な要望等によって力強い支援を受けることなど、あらゆる面で歳入確保に努力されているところがうかがえます。

また、歳出についても、まず総務関係では、住民参加のまちづくりを進め

るための各種事業をはじめ、防災拠点の強化・充実と、さらなる住民サービスの向上を図るための新庁舎建設事業、空き家等の実態把握のための空き家活用促進調査、利便性・安全性向上のためのＪＲ奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、地域の安心・安全のための交通対策事業などが実施されています。

次に、民生関係では、「子育てするなら井手町で」を合い言葉に、妊娠、出産から子育て就業まで切れ目のない支援に努められ、子育て世代を応援するための井手町出産応援給付金や子育て支援医療費、高齢者の移動手段の確保を図るための高齢者移動支援実証運行補助や福祉タクシー事業など、幅広い世代の方々に対する充実した事業が実施されています。

次に、衛生関係では、疾病予防のための予防接種事業や各種検診事業の実施、低炭素社会の実現に向けた住宅用太陽光発電システム等設置補助などが実施されています。

次に、農林関係では、農作物被害防止のための有害鳥獣駆除や農地や農業施設の維持管理のための農地・水・環境保全向上対策事業や、適正な森林管理のための森林整備事業などが実施されています。

次に、商工関係では、町内商工業者の活性化や住民の生活支援のための井手町商工会が実施したプレミアム付き商品券発行事業補助をはじめ、テオテラスいでスタートアップ事業や特産品開発推進事業などが実施されています。

次に、土木関係では、よりよい住環境を整備するための多賀地区町営住宅建替事業や、町営住宅外壁改修、宅地開発検討業務をはじめ、町内公園整備や多くの道路改良事業、橋梁長寿命化事業など、充実した暮らしの周辺整備事業などが実施されています。

次に、消防関係では、災害時に情報伝達・情報共有を速やかに行うための災害時情報伝達手段整備をはじめ、新庁舎への各種防災関連機器移転のための防災システム等移転業務などが実施されています。

最後に、教育関係では、山吹ふれあいセンター建設事業をはじめ、学校のトイレ改修など、教育環境の充実にも積極に取り組まれています。

以上のように、西島新町長のもと、ますます複雑多様化する住民ニーズに的確に応えながらも、最少の経費で最大の効果を実現するため、職員が丸となって努力されていることがうかがえます。その結果、一般会計では５億６，１４８万円の黒字であり、繰越明許財源を差し引いた実質収支額は４億

2, 518万円の黒字となっています。加えて、特別会計に関しても、国保会計については従来から大変厳しい財政状況にあり、今後も予断は許さないものの、令和5年度については、前年度に引き続き一般会計からの法定外繰入金なしで黒字となっており、健全に財政運営が行われていることがうかがえます。また、他の特別会計についても適切に事業運営が行われており、高く評価するものであります。

以上のことから、令和5年度一般会計並びに特別会計決算の認定に賛成いたします。

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、議案第44号、令和5年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手多数です。したがって、議案第44号は認定することに決定しました。

これから、議案第45号、令和5年度井手町水道事業会計決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第45号は認定することに決定しました。

これから、議案第46号、令和5年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第46号は認定することに決定しました。

次に、日程第5、令和5年度城南土地開発公社決算に関する報告書につい

てであります。

なお、本件につきましては既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆さん方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れたので、提出者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは、報告願います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、令和５年度城南土地開発公社決算に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

２ページをご覧ください。２、土地の取得、売却。取得実績明細表でございます。井手町分はございません。

次に、その下、売却実績明細表でございます。井手町分はございません。

次に、１８ページをご覧ください。公有用地明細表でございます。井手町分はございません。

次に、２０ページをご覧ください。中段の短期借入金明細表でございます。井手町分はございません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で日程第５を終わります。

次に、日程第６、発議第３号、再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書を議題とします。

発議第３号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

９番（岡田久雄） ９番、岡田久雄です。

発議第３号、再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書を会議規則第１４条第１項の規定により、読み上げて提案をさせていただきます。

提出者、井手町議会議員、岡田久雄。賛成者、井手町議会議員、木村健太。

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。しかしながら、人の運用する制度である以上、ときに誤判が生じるおそれは払拭できず、誤判により生じたえん罪の被害者は迅速に救済されなければならない。

誤判により有罪判決を受けたえん罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法に規定が設けられているが、再審が認められることは稀であり、えん罪被害者の救済は容易に進んでいない。

その要因として、刑事訴訟法に再審に関する規定がわずか19条しか存在しないという制度上の問題があり、再審請求手続に関する詳細な規定が存在しないために、個々の裁判体の裁量があまりにも大きいことが指摘されている。その中でも特に重要な課題として、①再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること、③再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点が挙げられている。

このうち再審請求手続における証拠開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の制定過程において、再審請求手続における証拠開示の問題点が指摘され、同法附則第9条第3項において、政府は同法の公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示等について検討するものと規定されているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。

近年、再審事件の動向に関する報道により、再審やえん罪被害者に対する社会の関心が高まり、日本弁護士連合会などから再審法の問題点も指摘されている中で、地方議会においても再審法改正を求める意見書が採択されている状況にある。

については、国におかれては、えん罪被害者を迅速に救済するため、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員の皆様方のご賛同、よろしくお願いします。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、発議第3号、再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書を採決します。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり

可決されました。

次に、日程第 7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第 8、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和 6 年 9 月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 28 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 谷 田 健 治

署名議員 岡 田 久 雄

第 3 号（令和 6 年 9 月 2 5 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）